

**福祉避難所
開設・運営マニュアル
(施設用)**

令和7年4月

北秋田市健康福祉部

目 次

はじめに	1
第1章 福祉避難所について	
1 福祉避難所の定義と受入対象者	2
(1) 福祉避難所とは	2
(2) 要配慮者とは	2
(3) 福祉避難所の受入対象者とは	2
2 福祉避難所の指定	3
(1) 福祉避難所の設置	3
(2) 福祉避難所の指定	3
第2章 平常時の取組みについて	
1 福祉避難所の受入対象者の把握	4
(1) 福祉避難所の対象者の概要・現況等の把握	4
(2) 福祉避難所としての利用可能な施設の把握	4
(3) 福祉避難所の周知	4
(4) 物資・器材の確保	5
(5) 福祉避難所の施設整備	5
(6) 支援人材の確保	5
(7) 移送手段の確保	5
第3章 災害時の取組みについて	
1 福祉避難所の開設	6
2 要配慮者の受入	7
3 要配慮者の移送	7
4 開設期間	8
5 福祉避難所の閉鎖	8
6 費用負担について	9
7 福祉避難所の開設から閉鎖までの流れ	10
様式集	11
資 料	19

はじめに

近年、令和6年元日に発生した能登半島地震をはじめ、全国各地において地震や台風、豪雨がもたらす風水害や土砂災害などの自然災害が発生しており、甚大な被害に見舞われたり、報道などで被害の状況を目の当たりにすることで、市民の防災意識が高まりつつあります。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、高齢者や障がい者が一般の避難所で適切なケアを受けられず、健康悪化や亡くなるケースが発生しました。この震災を契機に、福祉避難所の整備や運営に関する体制を強化する動きが加速しました。

国は、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、市町村に対し、被災者を一時的に滞在させるために、一定の基準に適合する施設を指定避難所として指定することを義務付け、また避難所における良好な生活環境の確保を努力義務としました。この指定避難所のうち、主として高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）への特別な配慮がなされた避難所を、市町村長は福祉避難所として指定することになります。

本マニュアルは、「災害対策基本法」、「災害救助法」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）」、「北秋田市地域防災計画」及び「北秋田市避難場所開設・避難所運営マニュアル」との整合性を図りながら、市と施設関係者が連携し、災害時に迅速かつ円滑に福祉避難所の開設・運営を行うことができるよう、平常時及び災害時の取組みについて基本的な事項をまとめたものです。各施設においては、本マニュアルを参考に、福祉避難所の開設・運営についてご協力を賜りますようお願いいたします。

第1章 福祉避難所について

1 福祉避難所の定義と受入対象者

(1) 福祉避難所とは

福祉避難所とは、要配慮者を受け入れるための設備や器材、人材を備えた福祉施設のうち、北秋田市（以下「本市」という。）と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」を締結し、災害時に必要に応じて開設する避難所です。

なお、福祉避難所は施設の安全確保や職員の配置等、受入体制の確認を行った後に開設することになりますので、災害発生直後から福祉避難所として開設することはありません。

(2) 要配慮者とは

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者と定義されています。なお、「その他の特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者、医療的ケア（※）を必要とする者等が想定されます。

（※医療的ケア：人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な者をいう。）

(3) 福祉避難所の受入対象者とは

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者になります。具体的には、高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族まで含めて差し支えありません。

なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の受入対象者とはしません。

上記を原則としつつも、地域や被災者の被災状況に応じて、さらに避難生活中の状態等の変化に留意し、必要に応じて適切に対処する必要があります。なお、災害時における要配慮者を含む被災者の避難生活場所については、在宅での避難生活、一般の避難所での生活、福祉避難所での生活、緊急的に入所（緊急入所）等が考えられます。

2 福祉避難所の指定

(1) 福祉避難所の設置

市と福祉避難所として指定している施設の事業者等との間では、福祉避難所の設置運営に関する協定書を締結しています。

<指定要件>

①施設自体の安全性が確保されていること

- ・耐震性が確保されていること〔地震〕
- ・原則として、土砂災害警戒区域外であること〔土砂災害〕
※ただし、土砂災害警戒区域内であっても災害の種類や災害時の状況等に応じて一定期間、避難生活のための空間を確保できる場合は指定可能とする
- ・浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること〔水害〕

②施設内における要配慮者の安全が確保されていること

- ・原則として、バリアフリー化されていること
- ・障がい者用トイレやスロープ等の設置、物資・器材の備蓄を図ること

③要配慮者の避難スペースが確保されていること（2～4 m²/人）

(2) 福祉避難所の指定

北秋田市では、25施設を福祉避難所として指定しています。(令和7年4月現在)

- ・高齢者福祉施設 14施設
- ・障害者支援施設 10施設
- ・その他施設 1施設

※詳細は、【資料1】福祉避難所一覧（P19～20）をご覧ください。

第2章 平常時の取組みについて

1 福祉避難所の受入対象者の把握

(1) 福祉避難所の対象者の概数・現況等の把握

市では、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の受入対象となる者の概数の把握に努めます。また、既存統計や避難行動要支援者名簿、個別避難計画等で人数の把握が可能なものについては、その情報を活用します。

<福祉避難所の受入対象となる者>

- ①身体障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由等）
- ②知的障がい者
- ③精神障がい者
- ④高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯等）
- ⑤人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病者、医療的ケアを必要とする者
- ⑥妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者等

(2) 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市では、災害対策基本法の基準を踏まえ、原則として耐震、耐火構造を備えるとともに、バリアフリー化など、要配慮者の利用に適している施設を福祉避難所として指定します。

(3) 福祉避難所の周知

市は、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報を広く住民に周知する必要があります。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して周知徹底を図ります。

なお、福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の避難所等で生活可能な避難者に対しては受入対象としない旨、あらかじめ周知します。

<要配慮者とその家族への周知方法>

防災ラジオや広報活動のほか、民生委員や保健師の活動、支援団体を通じて周知を図ります。

(4) 物資・器材の確保

市は、施設管理者と連携し、福祉避難所で必要な物資・器材の備蓄のほか、災害時において必要とする物資・器材を速やかに確保できるよう調達先のリストを整備し、災害時に活用できるようにしておきます。

<物資・器材の例>

- ①介護用品、衛生用品、生理用品
- ②飲料水、要配慮者に適した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ③携帯トイレ（主として洋式便器で使用）、ベッド、担架、パーティション
- ④車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具
- ⑤マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド

(5) 支援人材の確保

市は、要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体・事業所と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図ります。

また、災害時における福祉避難所へのボランティアの受け入れ方針についても検討しておく必要があります。

(6) 移送手段の確保

市は、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への移送、又は福祉避難所から緊急での医療機関等への移送について、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、福祉車両、緊急車両、一般車両等の調達先リストを整備しておきます。

第3章 災害時の取組みについて

1 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所に避難してきた者の中に、避難所で生活することが著しく困難であると判断した場合には、事前に施設の安全性と受入体制等を確認し、受入可能な施設に対して福祉避難所の開設と受入を要請します。

◆実施にあたっての留意点

<事前確認>

施設管理者は、施設の被害状況や職員の人員体制等を確認し、福祉避難所の開設が可能かどうかの検討を行い、できるだけ速やかに開設の可否を判断してください。

また、開設要請を受諾する際、市と施設の連絡調整を行う担当者（職員）を決めてください。

<受入要請>

市は、事前に確認した施設ごとの収容可能人数や人員体制等を考慮し、福祉避難所の開設を要請する施設を決定し、当該施設に要請します。

※様式1 福祉避難所開設要請書

※様式2 福祉避難所受入要請書

※別紙 要配慮者受入要請書

◆開設前の準備

<受入場所の確保>

受け入れる要配慮者の人数や状況に応じて、必要なスペースを確保します。

※会議室、ホール、和室等

<備品の準備>

必要となる備品を、要配慮者が利用できるよう準備します。

※車いす、簡易ベッド、毛布等

<利用者の周知>

施設利用者（入所者）に対して、福祉避難所を開設する旨を周知し、理解を得るようにします。

2 要配慮者の受入

福祉避難所の開設と要配慮者の受入が可能となった場合、速やかに福祉避難所の設置決定の連絡を行います。

市の要請に基づき、福祉避難所の開設が決定した後、避難者の受入を開始します。

なお、福祉避難所には、一般の避難所で生活することが著しく困難な要配慮者を優先して受け入れる必要があることから、原則として市災害対策本部からの要請以外の避難者を受け入れないようにします。

3 要配慮者の移送

要配慮者の一般の避難所からの移送については、原則として家族又は支援者が行います。ただし、家族等による移送が困難な場合は市が行うものとしませんが、必要に応じて施設等に対して協力要請を行います。

◆実施にあたっての留意点

<要配慮者の移送（一般の避難所から福祉避難所への移送）>

- ①家族又は支援者による移送
- ②市（職員）による移送
- ③施設（職員）による移送

<移送の要請>

避難者を移送する車等がない場合には、市から要配慮者の受け入れ施設に対し、施設の送迎車等での移送の協力要請を行いますので、可能な範囲でご協力をお願いします。

※様式3 要配慮者移送要請書

4 開設期間

福祉避難所の開設期間は、災害救助法により、災害発生の日から7日以内とされていますが、災害の状況等により、市と施設が協議の上、延長する場合があります。

◆実施にあたっての留意点

<開設の期間>

避難所を開設する期間は、災害救助法で災害発生の日から最大7日以内と基準が定められていますが、延長が必要な場合における延長期間は必要最小限の期間とし、通常の場合、基準の7日以内とします。これは、再延長の場合も同様です。

<事前協議>

市は、施設と事前に電話等により開設期間の延長について協議を行うものとします。

5 福祉避難所の統廃合、閉鎖

避難者が全て退所し、福祉避難所としての目的を達成したときは、市の判断により閉鎖されることになります。

なお、福祉避難所の設置が長期間にわたる場合、各福祉避難所の状況により、統廃合されることもあります。

◆実施にあたっての留意点

<福祉避難所の統廃合>

市は、開設期間が長期化し、各施設の入所者数にバラつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合を図ることがあります。

その際は、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明してください。

<福祉避難所の閉鎖>

市は、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を解消します。

※様式4 福祉避難所閉鎖通知書

6 費用負担について(請求手続き)

福祉避難所の設置・管理運営のために要した費用については、市が負担します。

<費用負担について>

福祉避難所の設置・管理運営にあたり、施設が要した費用については、災害救助法の実費弁償の基準に基づき、市が負担します。(後日精算)

施設は、福祉避難所の閉鎖後、福祉避難所の設置期間中に要した経費について、速やかに請求手続きを行ってください。

なお、請求書を提出する際は、施設が支払った経費の領収書を添付してください。

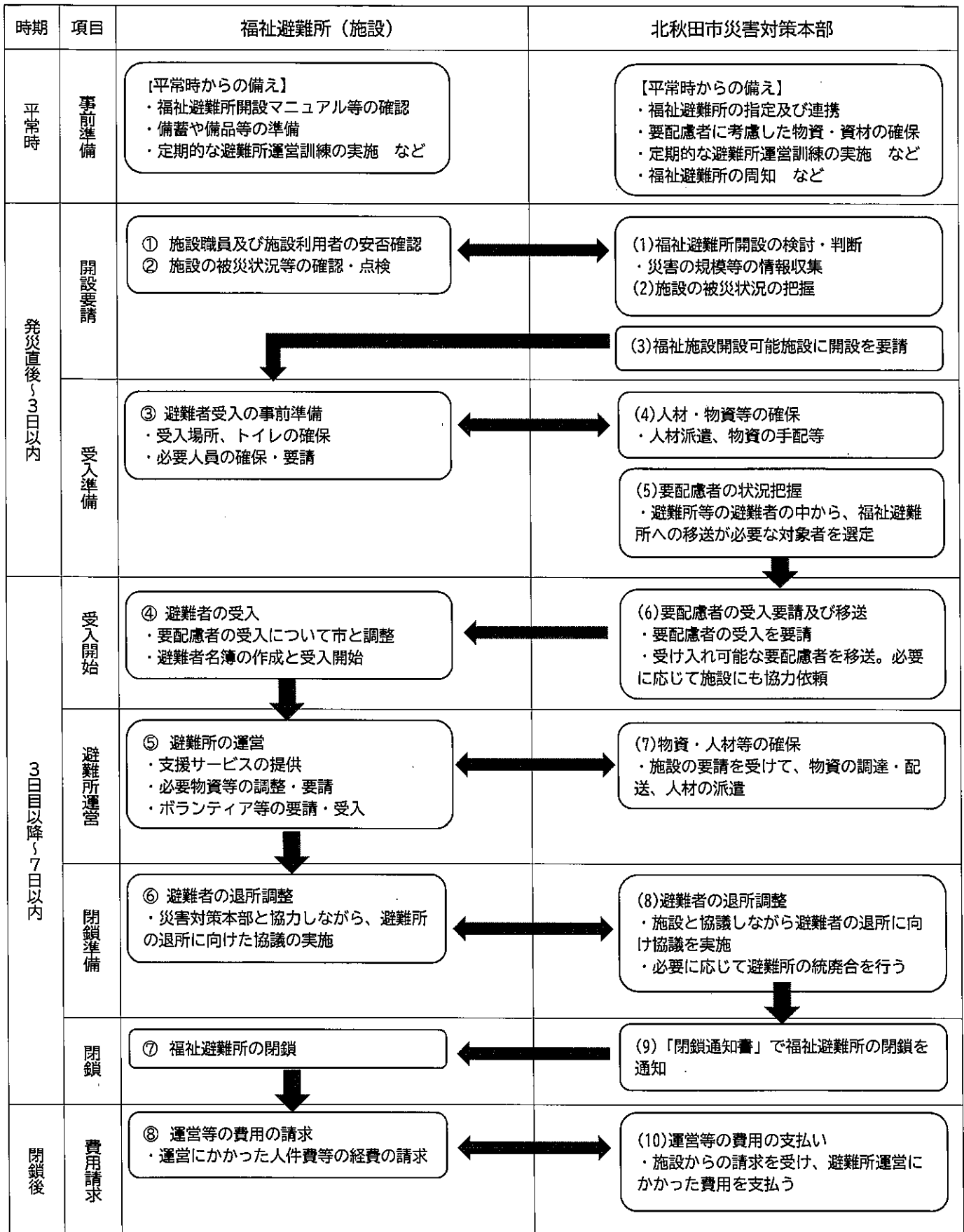
※様式5 福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書

※様式6 福祉避難所運営経費請求書

◆対象となる経費

	避難所の一般基準	福祉避難所
対 象 者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人1日当たり340円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	同左
対 象 経 費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ①概ね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費、②高齢者、障がい者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用。③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費、などを加算できる。

7 福祉避難所の開設から閉鎖までの流れ



様式集

- ・ 様式 1 福祉避難所開設要請書
- ・ 様式 2 要配慮者受入要請書
- ・ 別紙（様式 2）要配慮者状況確認票
- ・ 様式 3 要配慮者移送要請書
- ・ 様式 4 福祉避難所閉鎖通知書
- ・ 様式 5 福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書
- ・ 様式 6 福祉避難所運営経費請求書

令和 年 月 日

(施設名)

施設長 様

北秋田市長
(災害対策本部長)

福祉避難所開設要請書

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書第4条の規定に基づき、
次のとおり福祉避難所の開設を要請します。

1. 施設名	
2. 開設期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (※開設期間は協議の上、延長する場合があります。)
3. 備考	

北秋田市役所連絡先
健康福祉部福祉課 地域障がい福祉係 担当 () TEL (0186) 62-6637 FAX (0186) 69-7056

令和 年 月 日

(施設名)

施設長 様

北秋田市長
(災害対策本部長)

要配慮者受入要請書

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の規定に基づき、福祉避難所への要配慮者の受入について、次のとおり要請します。

1. 施設名	
2. 受入人数	要配慮者_____人、付添者_____人、合計_____人 (※要配慮者の状況等については、別紙状況確認票のとおり。)
3. 備考	

北秋田市役所連絡先
健康福祉部福祉課 地域障がい福祉係 担当 () T E L (0186) 62-6637 F A X (0186) 69-7056

別紙（様式２）

要配慮者状況確認票

フリガナ		年 齢	歳
要配慮者氏名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日
自 宅 住 所	北秋田市	電話番号	()
緊急連絡先 (氏名)		電話番号	()

<介助者>（※福祉避難所への付き添いがある場合に記載）

フリガナ		電話番号	()
介助者氏名		本人との 続 柄	

障害程度	身体障害者手帳	1級・2級・3級・4級・5級・6級 障害種別()	
	療 育 手 帳	A・B	
	精神障害者保健福祉手帳	1級・2級・3級	
要介護度	要支援（1・2）、要介護（1・2・3・4・5）		
利用施設	なし・あり（施設名)		
医療的ケア	なし・あり （透析、ストマ装具、人工呼吸器、たん吸入器、経管栄養、その他）		
通 院 先		主治医名	
食 事	自立・一部介助 ()・全介助		
入 浴	自立・一部介助 ()・全介助		
排 せ つ	自立・一部介助 ()・全介助		
歩 行	自立・一部介助 ()・全介助・不可能 補助用具の使用：なし・あり（杖・歩行器・車いす・その他）		
意思疎通	問題なし・意思疎通が困難・全盲・難聴・全ろう		
内 服 薬	なし・あり（薬名：) 手持ちの薬：なし・あり		
特記事項			

記入日	令和 年 月 日
避難所名	
記入者	(所属) (氏名)

様式 3

令和 年 月 日

(施設名)

施設長 様

北秋田市長
(災害対策本部長)

要配慮者移送要請書

災害時における要配慮者の福祉避難所への移送について、次のとおり要請します。

1. 要配慮者氏名	
2. 身元引受人	氏名 : 続柄 :
	連絡先電話番号 :
3. 避難所名	
4. 避難所住所	北秋田市
5. 移送希望日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分

北秋田市役所連絡先
健康福祉部福祉課
地域障がい福祉係
担当 ()
T E L (0186) 62-6637
F A X (0186) 69-7056

様式 4

令和 年 月 日

(施設名)

施設長 様

北秋田市長
(災害対策本部長)

福祉避難所閉鎖通知書

令和 年 月 日付けで依頼した福祉避難所の設置運営について、次のとおり解消します。

1. 施設名	
2. 閉鎖日	令和 年 月 日
3. 備考	

北秋田市役所連絡先
健康福祉部福祉課 地域障がい福祉係 担当 () TEL (0186) 62-6637 FAX (0186) 69-7056

福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書

施 設 名																															
設 置 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																														
避難者数（延べ人数）	要配慮者： 人	付添者： 人	合計： 人																												
1. 福祉避難所の設置・管理運営に要した費用 ●避難者数（延べ人数） × 1日当たりの単価 _____人 × _____円 = _____円																															
2. 入所者（要配慮者）に要した食費 ●朝食 _____円/食 × _____食 = _____円 ●昼食 _____円/食 × _____食 = _____円 ●夕食 _____円/食 × _____食 = _____円 (計) _____円 ※施設の食事を提供した場合は、給食単価は各施設の料金を記入し、料金表を添付してください。 ※日ごとに単価が変動する場合は、別途計算表を添付してください。																															
3. 生活相談員等に要した人件費 ●人件費（日給） _____円/日 × _____人 × _____日 = _____円 ●人件費（時間給） _____円/時間 × _____人 × _____（総勤務時間） = _____円 ※日給・時間給については、配置した職員の給与により算出してください。 ※生活に関する相談等にあたる介助員（生活相談員等）は、おおむね10名の対象者（介助者は含まず）につき1名の配置となります。																															
4. その他設置・運営等に要した費用（施設が直接支払ったもの） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>単価（税込）</th> <th>数 量</th> <th>合計金額（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ※記入欄が不足の場合は、別紙を作成してください				品 名	単価（税込）	数 量	合計金額（税込）																								
品 名	単価（税込）	数 量	合計金額（税込）																												

令和 年 月 日

北秋田市長 あて

住 所

法人名

代表者



福祉避難所運営経費請求書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に開設した福祉避難所の設置及び管理運営に要した経費について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 _____ 円

2. 振込先口座

金融 機関名	銀行	本店	種 目	1. 普通	口座 番号	
	金庫	支店		2. 当座		
	農協	出張所				
口 座 名義人	(フリガナ)					

【資料 1】 福祉避難所一覧

市では、令和 7 年 4 月現在、次の 25 施設を福祉避難所として指定しています。

No.	施 設 等 名	所 在 地 (施設管理者)	電話番号
1	介護老人施設 ケアタウンたかのす	脇神字南陣場岱 10 番地 (北秋田市社会福祉協議会)	60-1203
2	ケアタウンたかのす 指定短期入所生活介護事業所	脇神字南陣場岱 10 番地 (北秋田市社会福祉協議会)	60-1203
3	吉野更生園	七日市字中道岱 15 番地 (県北報公会)	66-2104
4	大野岱吉野学園	七日市字家向 46 番地 1 (県北報公会)	66-2104
5	特別養護老人ホーム 青山荘	綴子字釜堤脇 10 番地 (芳徳会)	62-2747
6	小規模多機能型介護事業所 のぞみ	松葉町 6 番 20 号 (芳徳会)	62-2133
7	たかのすケアセンター そよ風	米代町 5 番 4 号 (SOYOKAZE)	60-1371
8	ケアホテルすみさん家	小森字向長渡 12 番地 8 (元気村)	60-2610
9	永楽苑 指定短期入所生活介護事業所	上杉字金沢 162 番地 1 (秋田県民生協会)	78-5151
10	特別養護老人ホーム 永楽苑	上杉字金沢 162 番地 1 (秋田県民生協会)	78-5151
11	指定障害者支援施設 グリーンハウス	上杉字金沢 228 番地 1 (秋田県民生協会)	78-3301
12	指定障害者支援施設 愛生園	上杉字金沢 240 番地 (秋田県民生協会)	78-3182
13	指定障害者支援施設 合川新生園	木戸石字才ノ神 35 番地 35 (秋田県民生協会)	78-3191
14	指定障害者支援施設 厚生園	上杉字金沢 217 番地 (秋田県民生協会)	78-3183
15	障がい児・者地域生活支援拠点 あいライン	新田目字大野 82 番地 2 (秋田県民生協会)	67-6607

No.	施 設 等 名	所 在 地 (施設管理者)	電話番号
16	介護老人保健施設 もりよし荘	米内沢字七曲 25 番地 (交楽会)	72-5030
17	デイサービスもりの郷	小又字平里 63 番地 (交楽会)	75-5030
18	森泉荘 指定短期入所生活介護事業所	阿仁前田字下前田家ノ下モ 28 番地 (交楽会)	75-3204
19	特別養護老人ホーム 森泉荘	阿仁前田字下前田家ノ下モ 28 番地 (交楽会)	75-3204
20	障害者支援施設 森幸園	阿仁前田字菅ノ沢 73 番地 (交楽会)	75-2141
21	養護老人ホーム もろび苑	阿仁幸屋渡字前野 7 番地 3 (北秋田市社会福祉協議会)	84-2444
22	指定障害者支援施設 阿仁かざはり苑	阿仁吉田字上ミ上野 55 番地 9 (秋田県民生協会)	82-2985
23	山水荘 短期入所生活介護事業所	阿仁水無字宮後 4 番地 (阿仁ふくし会)	82-3020
24	特別養護老人ホーム 山水荘	阿仁水無字宮後 4 番地 (阿仁ふくし会)	82-3020
25	秋田県立比内支援学校 たかのす校	七日市字家向 49 番地 (秋田県)	66-2128